



目 次

規 則	ペー
◎高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
◎告示 (県営住宅の家賃の収納事務の委託)の一部改正 (住 宅 課)	2
公 告	
○換地処分の届出 (農業基盤課)	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	3

規 則

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年5月7日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第43号

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
高知県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「中小企業者であって」を「中小企業者であって、自ら又は当該中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が」に改め、「認定農工商等連携事業計画（同条第1項の認定を受けた同項に規定する農工商等連携事業計画をいう。第5条において同じ。）の作成主体が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合にあつては、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が認定農工商等連携事業（同法第8条第1項に規定する認定農工商等連携事業をいう。）として、認定農工商等連携事業者（同法第5条第1項に規定する認定農工商等連携事業者をいう。）である沿岸漁業従事者等が実

施する措置を支援するときは、当該構成員である中小企業者を含む。」を削る。

第5条中「認定中小企業者にあつては」を「認定中小企業者にあつては中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第5条第3項に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、香南市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があつた。

平成22年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
夜須町	吉久	597の一部、598の1の一部、599の1の一部、600の2	夜須町	カゾタ
夜須町	カゾタ	886の1の一部、887の一部	夜須町	吉久
		890の1の一部、890の3の一部、891の1の一部、891の2の一部、892の3に隣接する水路である市有地の一部	夜須町	水舟
	ソイヤ	1035の2、1036の2、1037の3		

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の全部を含むものとする。
2 上記地番は、平成21年4月30日現在の登記簿による。

高知県告示第286号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、奈半利川淡水漁業協同組合内共第504号第五種共同漁業権遊漁規

則の一部変更を平成22年4月21日に次のとおり認可した。

平成22年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

- 漁業権者の名称及び住所
奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10
- 漁業権の免許番号
内共第504号
- 遊漁規則の変更の内容
第4条第2項の表中

しゃくり掛	田野井せきから上流の区域	6月1日から9月30日まで
-------	--------------	---------------

を

しゃくり掛	田野井せきから上流の区域	7月1日から9月30日まで
-------	--------------	---------------

に、

ひこづりはえなわ石ぐるは具うなぎうえ(もじ)さお漁	内共第504号第五種共同漁業権に定められた全区域	1月1日から12月31日まで
さお漁		3月1日から9月30日まで
徒手採捕かに籠	平鍋ダムから下流の区域	8月1日から11月30日まで

を

ひこづりはえなわ石ぐるは具うなぎうえ(もじ)	内共第504号第五種共	1月1日から12月31日まで
------------------------	-------------	----------------

さお漁	同漁業権に定められた 全区域	
さお漁		3月1日から 9月30日まで
徒手採捕 かに籠		8月1日から 11月30日まで

に改める。
 附則として次のように加える。
 この遊漁規則は、平成22年6月1日から施行する。
 (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 平成22年6月1日

高知県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
 道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成22年5月7日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町寺野 字西路山495番1か ら	前	3.8	286
		9.2	
高岡郡四万十町寺野 字下西野地233番1 まで	後	5.5	286
		24.5	

高知県告示第288号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規
 定に基づき県営住宅（柳ノ内団地、行当団地、元団地、佐喜浜団
 地、野根団地、中村団地、清水団地、宿毛団地、中村北団地、佐
 賀団地、羽根団地、野根第二団地、大方団地、菜生団地及び羽根
 第二団地に限る。）の家賃の収納事務を平成22年4月1日から高
 知市九反田4番10-401号 高知県住宅供給公社に委託したの
 で、平成11年4月高知県告示第225号（県営住宅の家賃の収納事
 務の委託）の一部を次のように改正する。
 平成22年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 2を次のように改める。
- 2 委託に係る県営住宅の名称及び位置
- | | |
|--------|--------------|
| 団地名 | 位置 |
| 鏡水 | 高知市上町四丁目 |
| 大津 | 〃 大津 |
| 若草町 | 〃 若草町 |
| 若草南 | 〃 若草南町 |
| 介良 | 〃 介良 |
| 船岡 | 〃 神田 |
| 小高坂三の丸 | 〃 平和町 |
| 宇治 | 吾川郡いの町 |
| 長浜馬場の西 | 高知市長浜 |
| 柳ノ内 | 室戸市室津 |
| 行当 | 〃 元 |
| 土佐山田 | 香美市土佐山田町 |
| 鏡川 | 高知市鴨部一丁目 |
| 潮江 | 〃 小石木町 |
| 船岡南 | 〃 神田 |
| 桜ヶ丘 | 安芸市桜ヶ丘町 |
| 沖田 | 高知市朝倉 |
| 別所山 | 香南市赤岡町 |
| 日高 | 高岡郡日高村 |
| 元 | 室戸市元 |
| 十津南 | 高知市十津五丁目 |
| 春野 | 〃 春野町内ノ谷 |
| 天神南 | 安芸郡奈半利町 |
| 鏡野 | 香美市土佐山田町神母ノ木 |
| 窪川 | 高岡郡四万十町 |
| 奈半利 | 安芸郡奈半利町 |
| 佐喜浜 | 室戸市佐喜浜町 |
| 蒲原 | 南国市岡豊町蒲原 |
| 赤岡 | 香南市赤岡町 |
| 安芸東 | 安芸市川北 |
| 野根 | 安芸郡東洋町 |
| 横浜 | 高知市横浜新町二丁目 |
| 田野 | 安芸郡田野町 |
| 南国 | 南国市小籠二丁目 |
| 中村 | 四万十市中村丸の内 |
| 桜川 | 須崎市押岡 |
| 吉川 | 香南市吉川町吉原 |
| 土佐 | 土佐市蓮池 |
| 清水 | 土佐清水市幸町 |
| 赤岡東 | 香南市赤岡町 |
| 十市 | 南国市緑ヶ丘一丁目 |

- | | |
|------|------------|
| 佐川 | 高岡郡佐川町 |
| 日高東 | 〃 日高村 |
| 宿毛 | 宿毛市平田町 |
| 宝永 | 安芸市宝永町 |
| 中村北 | 四万十市安並 |
| 鴨部 | 高知市鴨部二丁目 |
| 奈半利東 | 安芸郡奈半利町 |
| 佐賀 | 幡多郡黒潮町 |
| 本山 | 長岡郡本山町 |
| 横浜第二 | 高知市横浜新町一丁目 |
| 田野西 | 安芸郡田野町 |
| 土佐南 | 土佐市蓮池 |
| 吉川西 | 香南市吉川町吉原 |
| 羽根 | 室戸市羽根町 |
| 野根第二 | 安芸郡東洋町 |
| 大方 | 幡多郡黒潮町 |
| 菜生 | 室戸市室戸岬町 |
| 竹島 | 高知市南竹島町 |
| 朝倉 | 〃 朝倉本町一丁目 |
| 羽根第二 | 室戸市羽根町 |
| 八反町 | 高知市八反町二丁目 |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用
 する同法第54条第3項の規定により、香南市から夜須地区（加増
 換地区）の換地処分を平成22年4月8日に行った旨の届出があつ
 た。

平成22年5月7日

高知県知事 尾崎 正直

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22
 条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講
 習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年5月7日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
- (1) 警備業務の区分
 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業
 務」という。）
- (2) 種別
 ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警

<p>備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）</p> <p>イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）</p> <p>(3) 実施期日 ア 新規取得講習 平成22年7月6日（火）から同月14日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間 イ 追加取得講習 平成22年7月12日（月）から同月14日までの3日間</p> <p>(4) 実施場所 高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。 (1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。 ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」とい</p>	<p>う。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。 (2) 事前申込みの受付期間 ア 平成22年6月7日（月）及び8日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。 (3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成22年6月9日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。 ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。 (1) 受講申込書等の提出期間 平成22年6月14日（月）から同月16日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。 (2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p>	<p>(3) 提出書類 ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）をはり付けたもの）1通 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面1通 (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 (イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し (オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通 エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404） (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p style="text-align: center;">----- 監 査 公 表 -----</p> <p>監査公表第6号</p>
---	---	---

<p>平成22年5月7日</p> <p style="text-align: right;">高知県監査委員</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p style="text-align: right;">21高行管第592号 平成22年3月31日</p> <p>高知県監査委員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p>定期監査の結果に対する措置結果について（通知）</p> <p>平成22年2月15日付け21高監報第14号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び嚴重注意とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 特別指摘及び嚴重注意とされた機関</p> <p>1 東京事務所</p> <p>(1) 特別指摘とされた事項</p> <p>① 事実認定</p> <p>平成20年度に貸与された公務用プリペイドカードを私用プリペイドカードと取り違えたまま、長期間にわたり公務外にも使用していたことが年度終了時に判明した。職員は概ね1週間ごとに使用実績簿等に記入し、所属長等は概ね1か月ごとに確認しなければならないにもかかわらず、長期間にわたっていずれの行為も怠っていたため年度終了時まで気づかず、30,100円を返還していた。</p> <p>② 特別指摘事項</p> <p>上のことは、長期間にわたるプリペイドカードの職員による杜撰な管理と所属長等による確認の不徹底によるものであり、鉄道運賃等のプリペイドカードの取扱いについて（平成18年6月9日付け行政管理課長通知）に反する極めて不適正な取扱いである。</p> <p>今後は、二度とこのようなことを起こすことのないよう厳格な管理を強く求める。</p> <p>③ 原因又は理由</p> <p>平成18年6月9日付け行政管理課長通知（以下、「行政管理課長通知」という。）3の(2)のアによりプリペイドカードの使用期間は最大1年間であることから、平成20年度末に全職員からプリペイドカードを回収して精算しようとしたところ、1名の職員から提出された使用履歴には、通勤経路と重複するもの等が多く含まれていることが判明しました。</p> <p>本人の申し出によれば、公務用と私用の2つのプリペイドカードを使い分けていたが、11月から12月にかけて</p>	<p>公務用と私用のプリペイドカードが入れ違ってしまい、それ以後、公務用プリペイドカードを私用に使っていた、とのことでした。</p> <p>本来、行政管理課長通知では、職員は概ね1週間に1回使用実績を記入し、所属長等は概ね1ヶ月に1回確認しなければならないが、この記入及び確認の処理を怠っていたため、年度末まで公務用と私用の誤使用に気が付きませんでした。</p> <p>④ 措置状況</p> <p>行政管理課長通知で定められている取扱いを順守し、月末もしくは月初めには必ず所属長等の確認を受けるよう徹底しました。また、公務用カードに「高知県東京事務所」を明記したシールを見やすい場所に貼付して、公務用カードを識別できるようにしました。</p> <p>また、行政管理課から各県外事務所に対して、プリペイドカードの適正な取扱いを徹底するよう改めて通知しました。</p> <p>(2) 嚴重注意とされた事項</p> <p>① 事実認定</p> <p>平成21年度ハイヤー供給契約について、見積書及び契約書では消費税込みの単価であるが、毎月の支払の際に税込単価に更に消費税が加算された請求書が相手方から提出され、その請求額どおりで支払を行っていた。</p> <p>② 嚴重注意事項</p> <p>上のことは、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第48条第1項に定めた取扱いを逸脱する事務処理でもある。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>③ 原因又は理由</p> <p>今回の不適切な事務処理が行われた原因は、事務所としてのチェック体制が万全でなかったことにあります。</p> <p>④ 措置状況</p> <p>今後このようなことがないように会計事務の基本を絶えず留意するとともに、会計書類の決裁時には契約根拠書類を添付するなど、チェックが行き届くように改め、適正な会計事務に努めています。</p> <p>第2 嚴重注意とされた機関</p> <p>1 中央西県税事務所</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成21年3月11日時点において、200円切手を181枚保有していたにもかかわらず、特段の理由がないまま同月13日に新たに100枚購入している。その後の使用はなく、平成20年度の年間使用実績は99枚である。</p>	<p>また、それまで保有していなかった100円切手についても平成21年3月13日に200枚購入しているが、年間使用実績は0である。</p> <p>(2) 嚴重注意事項</p> <p>上のことは、不要不急と認められる切手の購入であり、地方財政法（昭和23年法律109号）第4条第1項の規定に違反する極めて不適正な支出である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な予算執行を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>本件は、購入時において、これまでの使用状況や年度内の使用見込みを検討したうえで枚数等の決定すべきところ、その確認を十分にしないまま購入したために生じたものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>今後は、このようなことがないよう関係法令を遵守し、購入に際しては必要以上の枚数とならないよう十分に検討を行い、適正な予算執行に努めます。</p> <p>2 大阪事務所</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成20年度に貸与された公務用プリペイドカードを出張先へ赴く途上で紛失していた。</p> <p>(2) 嚴重注意事項</p> <p>公務用プリペイドカードについては、金銭と同様にその取扱いを厳にすべきものであるが、上のことはこれに反する不適切な行為である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な管理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>今回の紛失は、公務用プリペイドカードの取り扱いに際し、金銭と同様の慎重さを欠いたため起こったものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>当該カードの取り扱いについては、金銭と同様に十分留意するよう、事務所全職員に対し周知徹底を行いました。また、万一の紛失に備え、プリペイドカードに職員氏名のみの記載から、事務所名、連絡先（電話番号）も追加しました。</p> <p>3 農業大学校</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成21年度の燃料（A重油、ガソリン無鉛、ガソリン混合、白灯油、軽油）の複数単価契約において、ガソリン混合の単価が予定価格を超えていた。</p> <p>(2) 嚴重注意事項</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項では、指名競争入札に付する場合において、予定価格の範囲</p>
--	---	---

内で契約しなければならないと定められている。このため当該複数単価契約においても、全ての単価が予定価格を下回らなければならないが、上のことはこれに反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

複数単価契約を締結するにあたり、それぞれの油種の単価に予定数量を乗じて得た推定総額のみを比較し、法令上必要とされている油種ごとの単価を予定価格と比較したうえで契約事務を進めることを怠っていたことによるものであり、これは、会計事務における法令遵守への意識の希薄による基本的事項の確認漏れはもとより、組織としてのチェック体制が不十分であったことにより、このような不適切な事務処理が生じたものです。

(4) 措置状況

今後は、定期的な職場内での会計事務の勉強会をはじめ、職員の会計事務の基礎知識を向上させるため、会計管理局の会計事務基礎研修等に参加させることにより、会計事務における基本的事項の確認を行うなど、それぞれの職務における職責と意識の徹底を図り、会計事務に携わる各職員の事務処理能力と意識の向上に努めます。

4 安芸土木事務所

(1) 事実認定

平成21年度のリバーボランティア団体及び海岸愛護団体の活動に配付する混合ガソリン58リットルを、既に年間単価契約をしていたにもかかわらず、その単価を1リットル当たり18円余上回った単価で支出負担行為決議書を作成し、購入していた。

(2) 嚴重注意事項

上のことは、高知県会計規則の施行について(平成4年3月10日付け3出第252号出納長、総務部長依命通達)第3の1の(1)に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

公用車の燃料や道路パトロール班が草刈機等に使用する混合ガソリンについて、購入手続き及び支払い事務の簡素化の観点から石油業協同組合と年間単価契約を締結しています。

リバーボランティア団体等に配布する混合ガソリンについては、このような購入の想定外のものであり、第1回(6月)配布分は年間契約に基づかず購入しました。

(4) 措置状況

リバーボランティア団体等に配布する場合においても事

務の簡素化になることから、第2回(7月)以降は年間契約に基づき給油チケットで購入しており、適切に処理しています。今後も予算の効率的な執行とともに事務の簡素化に努めます。

5 中央東土木事務所

(1) 事実認定

ア 平成20年度道路占用料(継続分)のうち2件の収入調定を、平成21年2月23日(648,680円)及び同月26日(655,910円)に行っていた。

イ 平成20年度赤岡漁港係留指定施設管理等委託契約について、仕様書では毎月の巡回調査を「指定施設:月13日以上」「放置等禁止区域内:月4日以上」と定め、それぞれ翌月の10日までに巡回調査報告書で報告させることになっている。このうち「放置等禁止区域内」の巡回調査報告書が1年間受託者から提出されていないにもかかわらず、当初契約金額132,000円をそのまま支払っていた。

平成21年度の同委託契約についても、「放置等禁止区域内」の巡回調査報告書は一切提出されていない。また、「指定施設」の巡回調査報告書は提出日が守られていないものや規定日数に達していないものが見られた。

ウ 平成20年度県立鏡野公園清掃管理委託業務の支出負担行為決議書を紛失していた。

エ 平成20年度県道宮ノ口深淵線交通安全施設等整備工事(交安(総合)第1-6号)は、低入札価格調査制度の適用工事であり、調査基準価格を定めた予定価格調書を作成すべきところ最低制限価格を設定し、そのまま入札を行っていた。

(2) 嚴重注意事項

ア (1)のアは、占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、高知県道路占用料徴収条例(昭和44年高知県条例第3号)第3条の規定に基づき、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収すべきものであるが、上のことはこれに反し、甚だしく遅延した事務処理である。

イ (1)のイは、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第52条による検査職員の職務を怠っており、契約書に基づく適正な履行の確認がなされていないものである。

ウ (1)のウは、高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第3条第2項の規定に反する不適切な事務処理である。

エ (1)のエは、低入札価格調査制度適用工事の予定価格調書に、誤って最低制限価格を設けたため、予定価格調書に重大な瑕疵が生じたものである。その上、入札に際

して、建設工事競争入札事務の手引(平成19年12月7日付け19高建管第810号土木部長通知)に基づく予定価格調書の確認を十分に行わず入札を行ったことは、不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

ア 新たに担当となった職員が道路管理に関する業務に不慣れであったこと、また他の業務に忙殺されたこともあり、占用物件の調査と決定に多大な時間を要したことから、収入調定事務が遅延したものです。

イ 巡回調査を行ったことは口頭により確認していたが、担当者が契約内容を十分認識していなかったため、関係書類を十分確認しないまま検認を行い、請求書とおりに支払いをしていたことによるものです。

ウ 書類の整理及び管理が不十分で紛失したものです。

エ 土木システムで施行何を作成する際に「最低制限価格等」の記入について、「低入札」の項目を選択すべきところを「最低」の項目を選択していたことによるものです。これが予定価格調書に反映されるため、最低制限価格と記載されたものです。

(4) 措置状況

ア 平成21年度は4月に649,760円を、5月に525,460円を収入調定しています。今後も継続分の許可状況を的確に把握し、年度当初の収入調定に遺漏が無いように許可事務の状況及び調定の有無並びに納付書の発送について、チェックリストで確認することにより、厳重な進行管理を行うとともに、その内容を上司に報告することで、チェックを確実にを行います。併せて、適切な事務処理について職員への指導を徹底していきます。

イ 担当者が契約書を再確認し、契約内容を認識するとともに、委託先に巡回指導報告書を提出させるよう指導を行い、適正な事務処理に努めます。また、委託金の支出にあたっては、関係書類・年間巡視日数など契約に基づく履行を確認し、適正な執行に努めます。なお、契約に基づく履行状況の確認を確実にするため、平成22年度からは報告書の様式を改善し、巡回指導報告書に契約条件である提出期限・巡回日数を表示することとします。

ウ 紛失した支出証拠書類は手書きにより複製し、復元を行うとともに、会計管理者に会計規則第17条に基づく事故報告を行いました。今後は、支出書類と支出負担行為決議書を別々に保管する必要がある場合は、関係書類を一つのファイルに綴り、厳重に保管するなど、確実な整理及び管理に努めます。

エ 土木システムによる書類作成にあたっては、操作を十

分に注意し、入力誤り等のないよう努めます。また、施行時の決裁時には、チェック漏れのないよう十分留意し、再発防止に努めます。さらに、入札時の立会人による予定価格調書の確認を徹底します。

6 中央西土木事務所

(1) 事実認定

ア 平成20年度道路占用料(継続分)のうち2件の収入調定を、平成20年11月17日(2,142,910円)及び平成21年2月2日(76,270円)に行っていた。

イ 平成21年3月24日に支出命令の確認入力を行った関係書類一式(支出命令確認書1件、歳出証拠書類5件)を紛失していた。

ウ 平成20年度森間古急傾斜地崩壊対策工事(急傾第11-1-13号)外5件の急傾斜地崩壊対策工事のもたれ式擁壁工の工事費積算において、土木工事標準積算基準書で示されている足場工法の選定を誤ったため、合計6件の工事費1,413,000円が過大となっていた。

(2) 嚴重注意事項

ア (1)のアは、占用の期間が翌年度以降にわたる場合において、高知県道路占用料徴収条例(昭和44年高知県条例第3号)第3条の規定に基づき、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収すべきものであるが、上のことはこれに反し、甚だしく遅延した事務処理である。

イ (1)のイは、高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第3条第2項の規定に反する不適切な事務処理である。

ウ (1)のウは、土木工事標準積算基準書(平成20年7月1日付け建設管理課長通知)の足場工の工法の選定の適用基準に示されている構造物面勾配により、単管傾斜足場とすべきところを手すり先行型枠組足場と誤ったこと及び積算内容に対する審査が十分でなかったことの不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

ア 該当の2件については、年度当初における継続分の収入調定時に見落とししていたものであり、結果として調定の時期が遅くなったものです。

イ 年度末で支出証拠書類が保管場所で滞留し、紛失に気付にくい状況であったこと、支出命令確認書の連番や欠番をチェックしていなかったうえ、支出個別表との照合が遅れたことにより事実の判明が遅れ、原因究明が困難となったものです。

ウ 足場工の工法の適用について、枠組み足場のみ適用す

べきところを単管傾斜足場を含むすべての足場に適用するものと、担当者が思い違いをしていたことによるものであり、それが決裁の各段階で見落とされていたものです。

(4) 措置状況

ア 今後は継続分の許可状況を的確に把握し、年度当初の収入調定に遺漏が無いように許可事務の状況及び調定の有無並びに納付書の発送について、チェックリストで確認することにより、嚴重な進行管理を行うとともに、その内容を上司に報告することで、チェックを確実にを行います。併せて、適切な事務処理について職員への指導を徹底していきます。

イ 紛失した支出証拠書類は手書きにより複製し、復元を行うとともに、会計管理者に会計規則第17条に基づく事故報告を行いました。今後は、支払済印を押印した支出命令書は嚴重に保管するとともに、出納員による支出命令確認書綴の常時確認や支出個別表を早期に点検するなど、再発防止に努めます。

ウ 指摘後は、設計書の審査を複数で分担し合うチェック体制を確立して、再発防止に万全を期しています。

7 高知女子大学

(1) 事実認定

平成21年度の池校舎体育館の使用料徴収において、使用料減額の対象でない2団体に対して、使用料の半額を合計11,412円減額していた。

(2) 嚴重注意事項

体育館の使用料については、高知県財産条例(昭和39年高知県条例第37号)第10条の規定に基づき、大学において「公共的団体が、高知県体育協会に加盟している団体であり学生(幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準じる者)がスポーツ活動を目的として使用する」ときに半額を減額することと定めている。

しかしながら、上のことは使用する団体が高知県体育協会に加盟していることの確認を怠り、誤って同協会に加盟していない団体に対して減額を行ったものである。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

当該2団体が「施設使用許可申請書」を提出した際に、高知県体育協会に加盟している団体であることの確認を行わずに受理したものです。

(4) 措置状況

当該2団体から、平成21年度の不足額11,412円を全額徴収しました。

また、平成17年度からの減額適用状況を調査したとこ

ろ、平成18年度から平成20年度までの3年間にわたり、同じ2団体に関して、同様の誤りが判明したことから、両団体から過年度収入として不足額61,622円を全額徴収しました。

今後、体育館の使用許可にあたっては、二度とこのようなことがないよう必ず高知県体育協会に加盟している団体であるか確認することはもちろん、高知県財産条例及び行政財産の目的外使用許可取扱基準に沿った適正な事務処理に努めます。

21高教政第1894号
平成22年3月19日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に対する措置について

平成22年2月15日付け21高監報第14号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

記

(嚴重注意事項)

機関名：安芸高等学校

1 事実認定

平成21年5月及び6月分のコピー代について、請求書に使用枚数の記載誤りがあるにもかかわらず、過大な使用枚数のまま支払ったため過払が生じていた。

2 嚴重注意事項

上のことは、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第48条第1項に定めた取扱いを逸脱する不適正な事務処理でもある。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

本校はコピー機を3台導入し、事務室、職員室、進路室で使用しており契約は2業者と締結している。そのうちの1業者の請求書の内訳に記載された使用枚数が誤っているのに気づかず支払いをしたため結果として過払いとなっていたもので、請求書が送付された段階及び支出書類作成の際に記載内容について十分確認がなされていなかったことから生じたものである。

4 今後の対応

今回の件は、支払時の基本である確認行為を怠ったために生じたものであり、確認が不十分であった点を深く反省し、毎月のカウンター数値確認の際には業者より使用枚数の記録を受け取り、請求書が送付された時点で照合を行うなど、毎

月の使用状況を把握しておくようにするとともに、支出書類作成に当たっては原点到立ち、担当者はもとより上席者の事前チェックを十分に行い誤りのないよう、常に緊張感を持って事務処理を行うよう努めます。

また、他の県立学校にも、事務処理の慣れにより、このような基本的な確認行為を怠り、適正な事務処理が行われないことは起こりうることであることから、全県立学校に対して、なお一層、適正な事務処理に努めるよう指導します。

（嚴重注意事項）

機関名：高知東工業高等学校

1 事実認定

(1) 物品購入等の事務処理において、経費支出伺56件、支出負担行為決議書兼支出命令書6件及び支出命令書3件に決裁権者である校長が決裁することなく、事務を施行していた。

(2) 普通科職員室等に置かれている複写機4台については、契約期間が平成21年7月31日で満了しているにもかかわらず、契約更新の手続である見積書の徴取及び経費支出伺の作成を全く行わないまま使用し続けていた。

2 嚴重注意事項

(1) 1の(1)は、高知県立学校事務処理規程（平成4年3月教育委員会訓令第2号）第3条に反する不適正な事務処理である。

(2) 1の(2)は、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条及び高知県会計規則の施行について（平成4年3月10日付け3出第252号出納長、総務部長依命通達）第3の1に反する不適正な事務処理である。

今後は、(1)及び(2)のようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

(1) 決裁書類に一連の書類を添付せずそれぞれを別個で処理していたための確認もれ、そして会計事務の基本的事項の誤認とチェック管理体制に緊張感がなく十分に機能しなかったこと、及び会計事務処理組織としての機能不全から生じた不適正な事務処理である。

(2) 年度当初の事務引継が、スムーズに行われておらず、また、契約書類をチェックした際に契約更新をすべきとの認識があったにもかかわらず、日々の業務におかれ更新を失念してしまったため生じたものである。

4 今後の対応

今回の不適正な事務処理を重く受け止め、会計事務の基本的事項を職員間で再確認するとともに、内部管理体制を強化し、決裁書類の確認が十分に行われるよう、複数の職員でチェックできる体制に変更しました。

また、会計事務処理組織としての機能をより完全に近づけ

るため、会計事務の流れを教職員間で話し合うとともに、再度周知徹底しました。今後は、このようなことがないように、適正な会計事務処理に努めます。

なお、事前監査終了後、すぐに複写機の契約更新用の見積書を発行してもらい、経費支出伺を作成し、契約更新を行っています。

今回の嚴重注意事項も、他の県立学校にも、事務処理の慣れにより、起こりうることであることから、全県立学校に対して、関係規則等を随時確認し、また事務引き継ぎもぬかりなく行うなど、適正な事務処理に努めるよう指導します。

（嚴重注意事項）

機関名：日高養護学校

1 事実認定

平成21年度のスクールバス等運行業務委託契約（高知市コース）の指名競争入札において、予定価格調書の入札書比較価格を誤って予定価格と同額としたため、本来の入札書比較価格を44,200円上回る額で入札した者を落札者と定め、契約していた。

2 嚴重注意事項

上のことは、積算基礎を上回る入札書比較価格を決定し、誤りに気づくことなく入札を行い契約したものであり、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第16条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

予定価格調書作成時には、高知県契約規則の再度確認、記入後の点検等慎重に行わなければならないところ、同時に3コース分を作成するため緊張感に欠け、記入間違いをした上に点検時にも誤りを見過ごしてしまった。また、入札の予定価格調書開封時にも再度慎重に調書の内容確認をしていれば、入札を中止し誤りを正すことができたところ、入札の緊張から書類内容への注意力が欠け、そのまま誤りに気づかず執行してしまい、更に契約締結をしてしまいました。

4 今後の対応

今回の誤りは、事務処理・執行に対する緊張感の欠如と、チェック機能を十分に生かしていなかったため、このことは全ての事務処理においても当てはまり、起こりうることを再認識し、職員に対して折りに振れ啓発を行います。

また、随時該当する条例・規則等の確認を行うとともに、作成書類の点検・確認を慎重に行います。更に、複数の職員によるチェックを行う体制を確立するとともに担当以外の書類に目をとおすことによりそれぞれの事務処理能力の向上に

努めていきます。

他の学校に対しても、同様の誤りをすることがないように、事務長を集めた会議や研修会を通じて、指導を徹底します。